

## 海 外

### 国際機関

#### ◆主要先進5か国大蔵大臣・中央銀行総裁会議、コミュニケを発表

主要先進5か国(米国、日本、西ドイツ、英国、フランス)の大蔵大臣・中央銀行総裁は、9月22日ニューヨークにおいて、最近の経済動向および経済政策等を検討するための会議を開催した。本会議後に発表されたコミュニケの概要は次のとおり。

(最近の経済動向および政策スタンス)

1. 各国蔵相および中銀総裁は、インフレなき持続的な経済成長に向けて先進国間の好ましい経済パフォーマンスの収斂を促進する努力において著しい進展がみられたとの見解を示すとともに、さらに現在各国経済が活力を回復しつつあるとの結論に達した。

2. 85年の5か国全体の実質成長率は3%程度に達し、過去4年間のなかでは最もバランスのとれた成長となる見通しである。インフレ率は過去20年間の最低であり、再燃の兆しあるかがわれない。また、金利も最近数年間著しく低下しており、発展途上国の債務負担軽減に寄与した。

3. これに対して、対外取引面では、先進国間の成長率格差、開発途上国の債務問題および米ドル相場の上昇等を反映して大きな不均衡が存在している。とくに米国の大額赤字は保護主義圧力を高めるひとつの要因となっており、これに歯どめをかけない限り相互報復を招き、ひいては世界経済に重大な損害を及ぼすおそれがある。

(政策意図)

4. 各国蔵相および中銀総裁は、五か国がより強力なインフレなき国内成長を達成し、市場の開放を定着させることが、より均衡のとれた経済成長を持続させる鍵であるとの認識の下、この目的に沿った政策を実施する旨合意した。また、大幅な財政赤字を抱えている国々においては、早急に赤字削減措置を行う必要がある。

5. 各国蔵相および中銀総裁は、保護主義圧力に歯どめをかけることが不可欠である旨合意した。保護主義政策を回避することは、開発途上国が先進国輸出市場への参

入機会を維持し、調整努力を進めるうえからも重要である。

(結論)

6. 各国蔵相および中銀総裁は、大幅かつ増大しつつある対外不均衡を是正することの重要性について合意した。また、これに関連して、保護主義の台頭を回避するうえで一層の市場開放措置が重要であることに留意した。

7. 各国蔵相および中銀総裁は、対外不均衡を調整するうえで為替レートが一定の役割を果たすべきであることに合意した。このためには為替レートは各国経済のファンダメンタルズをより忠実に反映するようなものでなくてはならないし、また各国の経済政策もファンダメンタルズの一層の改善をもたらすように実施・強化されるべきである。現在の各国のファンダメンタルズおよび先行きの見通しを勘案すれば、主要通貨の対ドル相場はある程度秩序ある上昇を示すことが望ましい。各国蔵相および中銀総裁は、これを促すためにより緊密な協力を用意がある。

## 米州諸国

#### ◆レーガン大統領、新通商政策を発表

1. レーガン大統領は、9月23日、米国の今後の通商問題に関する基本的政策を盛込んだ「大統領通商政策行動計画 (The President's Trade Policy Action Plan)」を発表した。本計画は、自由・公正貿易の実現をめざす米国政府の基本姿勢を表明するとともに、貿易不均衡の是正にあたってるべき諸措置を包括的に提示したものであり、最近米国議会で台頭している保護貿易主義法案立法化の動きを牽制することを狙ったものとされている。

2. 本計画の概要をみると以下のとおり。

(1) 本計画の策定にあたっての基本原則

イ. 自由貿易を維持するためには、米国、貿易相手国双方が受け入れ可能なルールに基づいて公正な貿易体制を確立することが必要である。

ロ. 米国は世界的な自由貿易体制(the free worldwide trade system)を維持、促進していくうえで重要な役割を果たしており、米国がかかる役割を放棄すれば、自由貿易体制自体が崩壊をきたすおそれがある。

ハ、一方、貿易相手国側においても、貿易障壁や輸出補助金その他の不公正な貿易慣行の撤廃等を通じて、より開放的な貿易体制を維持する義務がある。

ニ、保護主義は、第2次大戦後進展をみてきた開放貿易体制を脅かすものであり、各国は協力して現在の貿易体制をさらに推進する方向で努力すべきである。

ホ、公正な貿易・競争機会を前提とする限り、米国企業は十分な国際競争力を有している。しかしながら、公正な貿易が確保されない場合には、米国は断固これに対抗する。

#### (2) 自由・公正貿易の実現のための措置

大統領は、米国内法およびGATTの下で国際貿易における米国の権利・利益を追求するとともに、貿易相手国がそれぞれの義務および米国との通商条約を遵守することを要請する。具体的には次の措置を講ずる。

イ、外国の不公正な貿易慣行 (foreign unfair trade practices)に対する抗対るために、これまでに通商代表部に対してかかる不公正な貿易慣行撤廃のための交渉を開始、促進するように指示してきたが、今後必要があれば、これ以外にも新たな措置を講ずる用意がある。なお、こうした狙いからこれまで開始された交渉としては、①日本の皮革製品および革靴に対する輸入制限問題、②ECAの果実缶詰に対する輸出補助金問題、③韓国の保険業界に対する参入障壁問題、④ブラジルのエレクトロニクス製品に対する輸入制限問題、⑤日本のタバコに対する輸入制限問題、等が挙げられる。

ロ、輸出奨励のため不当な融資制度 (predatory credits)を設けている貿易相手国に対し、これに対抗するため、米国の当該国向け輸出について総額10億ドルまでの政府借款 (米国輸出入銀行融資と組合わせた混合借款 < tied-aid credits >) の供与を行うこととし、このために3億ドルの輸出信用基金を創設すべく議会に提案する。

ハ、米国製品の模造等が行われているような場合には、通商代表部に対して、当該国との交渉の促進を指示する。また、知的所有権(特許権、著作権、商標)保護のための立法・行政措置の促進に向けて努力する。

ニ、連邦政府機関の中に、外国の不公正貿易慣行を調査し、対抗措置等を検討するための特別委員会を設

置する。

ホ、現在日本と行っている特定製品(エレクトロニクス、通信機器、木材・同製品、医薬品・医療機器)に関する市場開放交渉に対して具体的な期限を設定する。

#### (3) 自由貿易および輸出促進のための措置

イ、自由貿易を通じた米国の輸出(とくに農産物、ハイ・テク関連等)促進のため、貿易相手国に対してGATTの多角的貿易交渉を促進するよう要請する。

ロ、開放貿易の促進、米国経済の利益に資するような2国間および地域間自由貿易協定の可能性についても検討を進める。

ハ、商務長官および経済政策会議に対して、輸出促進措置の強化について再検討方を指示する。

ニ、労働長官および経済政策会議に対して、国際貿易の変化に対応し、労働の流動性・生産性の改善を図るような労働政策の再検討方を指示する。

#### (4) 国内および国際的な経済環境改善のための措置

米国の大額貿易赤字改善のため、世界的に均衡のとれた経済パフォーマンスを達成する必要があり、そのための具体的措置として次の施策を実施する。

イ、世界経済の均衡を図りドル高を是正するために、米国は歳出削減に取組むことが必要である。このため、歳出規模について上院予算決議を上回ることのないように抑制する。

ロ、米国経済の活性化および国際競争力強化のため税制改革の推進に努める。

ハ、経済政策会議および国内政策会議に対して、米国企業の国際競争力向上に対する阻害要因となっているような反トラスト法上の規定について再検討方を指示する。

ニ、より均衡のとれた経済成長とドル以外の主要通貨の強化をめざした先進5か国大蔵大臣・中央銀行総裁会議合意事項を支持する。

ホ、G-10における通貨改革問題に関する検討作業結果を再検討し実施に移すため、主要国間のハイレベル会議を主催することを検討する。

ヘ、財務長官に対して、累積債務を抱えている開発途上国の経済再建努力を促進するために国際金融機関を活用していくよう指示する。

#### (5) なお、本計画を実施するために必要な法改正・立法措置は以下のとおり。

イ、①多角的貿易交渉、②非関税障壁撤廃(現行権限

は88年3月で期限切れ)、③関税引下げ、④米国による関税引上げに対する他国の報復的措置回避のための補償、等に関する政府の通商交渉権限の強化。

ロ. 特許、著作権、商標等知的所有権の保護強化。

ハ. 上記輸出信用基金創設に伴う3億ドルの支出権限等の輸出促進措置。

ニ. 現行通商関連法の改正。具体的には、①反ダンピング法、相殺関税条項の強化、②生鮮食料品の輸入手続き迅速化のための74年通商法201条の改正、③

74年通商法301条に絡む交渉に対する期限の設定、等。

はすべての法人・個人に認める。

2. 今次改革案につき、経済財政予算省は「現在の金融・資本市場について指摘されている、①企業および投資家の運用対象金融資産の不足、②金融政策における金利調整手段の不足、③長・短金融市場間の金利裁定の不活発、といった問題点を改善することによって市場の効率化を促進することを狙ったものである」旨コメントしている。

#### ◆フランス、為替管理を一部緩和

1. フランス経済財政予算省は9月5日、フランス企業の対外直接投資に係る外貨借入比率規制を以下の通り緩和し、9月1日から適宜実施する旨発表した。

——フランス企業が対外直接投資を行う際の外貨借入(期間2年以上)による調達比率

	現行	改正
E C諸国向け直接投資 <sup>(注)</sup>	50%以上	同左
その他諸国	75%以上	50%以上
(注)	84年11月、75%以上→50%以上に引き下げる(59年12月号「要録」参照)。	

2. 本件に関し経済財政予算省では、「最近のフランス・フラン相場の堅調な推移に加え、貿易収支もこのところ着実な改善傾向をたどっていることを考慮したもの」と説明している。

#### ◆フランス政府、1986年度予算案を閣議決定

フランス政府は9月18日、1986年度(86年1~12月)予算案を閣議決定した。本予算案では、前年度に引き続き、個人所得税、法人税の減税措置が盛込まれている一方、燃料油輸入税等の引上げや歳出抑制など財政赤字圧縮にも意が用いられており、全体として緊縮色の強い内容となっている。

1. 本予算案の概要をみると(別表参照)、確定収支(日本の一般会計に相当)の歳入は、間接税(燃料油輸入税)等の引上げや景気回復に伴う法人税の増収が見込まれるもの、個人所得税や法人税等の減税が実施されることから、全体としては前年度当初予算比+3.9%と前年度の伸び(同+4.7%)をやや下回る見通し。一方歳出は、行政経費の節減等から同+3.6%と前年度の伸び(同+5.9%)を大幅に下回る見込み。この結果、確定収支尻は△1,410億フランとなり前年度当初予算(△1,389億フラン)をやや上回る公算。

この間、暫定収支(日本の財政投融资に相当)も赤字額

## 歐　州　諸　國

#### ◆フランス経済財政予算省、短期金融市場改革案を発表

1. フランス経済財政予算省は9月4日、「短期金融市場開放に関する指針」と題する短期金融市場改革案をフランス金融機関協会(金融機関共通の問題を検討するため、84年の新銀行法に基づいて設立された公的機関)に提示した。本改革案の主な内容は以下のとおり。

##### (1) C P 市場の創設

イ. 発行主体……国および銀行法上の金融機関を除くすべての居住者法人(実際には特定の大企業に限定)。

ロ. 応募主体……非居住者を含めたすべての法人、個人

ハ. 期間……6か月未満(期限前償還は禁止)

ニ. 準備預金……金融機関購入のC Pは、準備預金(貸出準備率)の対象

ホ. 利子所得に対する課税……居住者に対しては課税対象となるが、非居住者に対してはC D同様免税扱いとする。

ヘ. その他……フランス国内にはC Pの格付け機関が存在しないため、投資家保護の見地から発行者に対し、①財務内容のディスクロージャー(監査役証明の貸借対照表の公表)、②銀行によるクレジットラインの設定、③金融機関経由での発行を義務付け(なお発行最小額等については未定)。

##### (2) T B 市場の拡大

登録大蔵省証券(Bons du Tresor en comptes courants、いわゆるT B)の入札参加者および保有者については、従来は金融機関に限定していたが、今後

がやや拡大する見通し(85年度<当初予算> $\Delta$ 13億フラン→86年度 $\Delta$ 43億フラン)であるため、両者を合わせた総合収支赤字額は $\Delta$ 1,453億フラン(前年度当初予算 $\Delta$ 1,402億フラン)となる公算であるが、政府公約の「名目GDP比3%以内」には収まる見通し。

2. 本予算案に盛込まれた主要措置の具体的な内容は以下のとおり。

#### (1) 歳入面

##### イ. 減税措置

###### (1) 個人減税

① インフレ調整減税……所得税の各税率区分に対応する課税所得水準を一律5.6%(85年平均のインフレ率見通しに相当)引上げ。

② 個人所得税減税(減税規模61億フラン)……高所得者層(年間所得税納税額34,090フラン超、1,124千人を対象)に対する割増税<sup>(注)</sup>(税率3%)を撤廃するとともに、高所得者以外の層(同34,090フラン以下、13,598千人を対象)に対しては、通常の所得税納税額の3%相当の税額を控除。

(注) 所得税納税額が一定水準を超える納税者を対象とし、納税額の一定比率を上乗せして追加的に徵収する特別税で、82年度に導入されたもの(56年10月号「要録」参照)。

###### (ロ) 企業減税

① 法人税減税……企業収益のうち設備投資等に振向けられる内部留保に対する税率を従来の50%から45%に引下げ(83年に導入された特別減価償却制度<57年12月号「要録」参照>が本年末で期限切れとなることに伴う措置)

② 事業税減税……前年度実施された事業税減税措置(59年10月号「要録」参照)を本年度も継続。

#### ロ. 増税措置

##### (イ) 燃料油輸入税の増税および工業用ガス利用税の新設(増税規模20億フラン)

(ロ) 一定額以上の資産保有者に係る富裕税額を一律8%引上げ。ただし課税対象となる最低資産額を引上げ(85年度350万フラン→86年度360万フラン)。

#### (2) 歳出面

##### イ. 行政経費の抑制

前年度に続き、公務員の削減(86年度中4,330人、全体の0.2%に相当)等を中心行政経費の伸びを抑制

(前年度当初予算比+5.8%、前年度同+7.0%)。

#### ロ. 補助金の削減

国有企業向け補助金の削減(補助金、85年度119億フラン→86年度89億フラン)等を実施。

#### ハ. 企業向け低利融資制度の見直し

#### (3) その他

83年3月の緊縮経済政策の一環として導入された国債強制保有制度<sup>(注)</sup>に係る国債の償還を86年6月から86年1月に繰上げ。

(注) 58年4月号「要録」参照。

#### フランスの86年度予算案

(億フラン、△印は赤字)

		85年度 予算 (A)	86年度 予算案 (B)	(注1) (B)/(A)
確 定 収 支	歳 (注2) 出	9,947	10,303	+ 3.6
	非軍事支出	8,445	8,719	+ 3.3
	うち公債費 (注3)	839	943	+ 12.3
	行政費	3,537	3,740	+ 5.8
	国家関与費	3,214	3,226	+ 0.4
	資本支出	830	783	△ 5.7
暫 定 収 支	軍事支出	1,502	1,584	+ 5.4
	歳入	8,557	8,893	+ 3.9
	収支尻	△ 1,389	△ 1,410	(△ 2.9)
総合収支尻	△ 1,402	△ 1,453	(△ 3.0)	

(注1) かっこ内は対名目GDP比率。

(注2) 特別引当勘定の収支尻を含む。

(注3) 軍人恩給費を含む。

3. 本予算案の前提となる86年経済見通しの概要は以下のとおり(別表参照)。

#### (1) 景気

物価が鎮静化傾向をたどるなかで、企業収益の改善や上記減税措置の効果等を背景に、設備投資の堅調および個人消費の持直しが期待され、実質GDPは+2.1%と85年(+1.3%の見通し)をかなり上回る見通し。

#### (2) 物価

原油・国際原料品市況の落着きや賃上げ抑制等から物価は一段と落着き、86年末の消費者物価上昇率は前年比+2.9%(85年末見込み、同+4.5~5%)まで鈍化する見通し。

## 86年度予算案の前提となる経済見通し

(貿易収支、経常収支を除き前年比・%)

	84年 (実績)	85年 (見通し)	86年 (見通し)
実質GDP (マルシャン・ベース)	+ 1.5	+ 1.3	+ 2.1
個人消費	+ 0.5	+ 1.3	+ 1.6
民間設備投資	△ 2.9	+ 1.8	+ 4.0
輸出	+ 6.3	+ 3.0	+ 3.4
輸入	+ 1.6	+ 2.7	+ 3.7
消費者物価 (年平均)	+ 7.5	+ 5.6	+ 3.4
消費者物価 (12ヶ月)	+ 6.7	+4.5~5	+ 2.9
実質賃金 (1人当たり)	△ 1.4	△ 0.8	△ 0.4
家計実質可処分所得	△ 0.7	+ 1.1	+ 1.3
貿易収支 (億フラン)	△ 250	△120~ △150	+ 50
経常収支 (億フラン)	△ 66	0~50	100~150

## (3) 貿易・経常収支

インフレの鈍化による国際競争力の改善およびエネルギー収支の好転等から、86年中の貿易収支は黒字に転換し、経常収支も黒字幅を拡大する見通し。

## ◆英国、内閣改造を実施

サッチャー首相は9月2日、次期総選挙(1987年実施予定)を展望し、低迷を続ける保守党の人気回復等を図るため、貿易産業相、内相等の更迭を含む内閣改造を実施した。新閣僚は以下のとおり(< >内は前職)。

貿易産業相 (Secretary of State for Trade and Industry) Leon Brittan <内相>

内相 (Secretary of State for the Home Department) Douglas Hurd <北アイルランド相>

雇用相 (Secretary of State for Employment) Lord Young <無任所大臣>

党幹事長兼ランカスター公領相  
(The party chairman, Chancellor of the Duchy of Lancaster) Norman Tebbit <貿易産業相>

北アイルランド相  
(Secretary of State for Northern Ireland) Tom King <雇用相>

環境相 (Secretary of State for the Environ-

ment) Kenneth Baker &lt;新任&gt;

支払総監 (Paymaster General) Kenneth Clark &lt;新任&gt;

大蔵省首席国務大臣

(Chief Secretary to the Treasury)

John MacGregor &lt;新任&gt;

## ◆イタリア為替局、短期对外借入規制を強化

1. イタリア為替局は、7月17日、金融機関に対する短期对外借入(期間18か月以内)規制を強化する<sup>(注)</sup>旨発表した。

(注) イタリア為替局は84年7月、金融機関の短期对外借入残高を同年6月末現在の水準で凍結する旨の規制を導入(59年8月号「要録」参照)。

今次措置の概要は次のとおり。

- (1) 短期对外借入残高規制を、これまでの月央(15日)および月末における末残ベースから平残ベースに変更。
- (2) 期間7日以内の先物スワップ取引(リラを対価とするもの)の禁止

(3) 非居住者の外貨建預金については、

- ① 期間12か月以内のものは、取入れ、放出とも無条件で許可。
- ② 期間12か月超18か月以内のものは、取入れと放出を完全にマッチング(期間、金額等)させることを条件として許可。
- ③ 上記以外のものは、為替局の要許可(原則的に禁止)。

2. 今次措置について、イタリア為替局は、「現行の規制については種々の抜け道があるため、実効が十分挙がっていないことにかんがみて実施したものである」旨説明している。

アジア諸国

## ◆韓国、内需刺激策を発表

韓国政府は、9月5日、景気の減速に対処して、民間住宅建設の促進および新規雇用の創出を狙った内需刺激策を発表した。今次措置の概要は以下のとおり。

- (1) 民間住宅建設の促進

① 住宅金融の拡充

——金融機関に対し住宅建設資金貸付の原資として総額2,000億ウォンを預託(住宅銀行1,000億ウォン)

オン、国民銀行およびソウル所在商業銀行1,000億ウォン)。

② ソウル市内の分譲アパート建築に関する規制緩和  
——分譲価格：従来、建築床面積84.8m<sup>2</sup>超の場合3.3m<sup>2</sup>当り134万ウォン(建築価格34、宅地価格100万ウォン)、それ以下の場合105万ウォン(各35.70万ウォン)を上限とする旨規制されていたが、今後は建築価格の上限規制を一律65万ウォンまで引上げるとともに、宅地価格については規制を撤廃。

——容積率：180→250%

——建ぺい率：18→25%

#### (2) 新規雇用の創出

##### ① 工業団地の建設

——建設地：始華地区(ソウル郊外)

——同面積：175百万m<sup>2</sup>(韓国内では最大規模)

——同期間：1985~1989年

——予算総額：69,850億ウォン

——雇用創出効果：年間延べ336万人

##### ② 中小企業対策

——中小企業設立の際の行政手続き簡素化

——転職、技術修得等を目的とする職業訓練所の設立促進

#### ◆台湾、公定歩合および市中金利を引下げ

台湾中央銀行は9月17日、公定歩合の0.5%引下げを決定、即日実施した。これを受けた台湾銀行公会(わが国の銀行協会に相当)は同日預貸金利を引下げた(ただし、当座預金および普通預金の金利は据置き)。この結果、公定歩合および預貸金利は前回引下げ時(6月16日)に続き戦後最低の水準を更新した。本措置は、物価安定基調が定着するなか、最近の景気減速に対処して国内投資活動および輸出の促進を図るため実施されたもの(張繼正中央銀行総裁)。

なお、新旧金利は次のとおり。

	年利・%	
	60年6月17日	60年9月17日
	改訂(前回)	改訂(今回)
公定歩合	.	.
手形再割引	6.25	5.75
担保貸付	7.25	6.75
無担保貸付	10.00	9.75
輸出前貸	6.25	5.75

#### 市中金利

##### 貸付金利

短期	{ 最低	7.25	6.75
	最高	10.00	9.75

中・長期	{ 最低	7.75	7.25
	最高	10.75	10.50

##### 預本金利

当座預金	2.00	2.00
普通預金	4.00	4.00

##### 定期預金

3か月	6.00	5.75
6か月	6.50	6.25
1年	7.25	6.75
2年	7.50	7.00
3年超	7.75	7.25

#### ◆香港、預貸金利を引上げ

香港銀行協会は、9月2日、銀行の預本金利の引上げを実施した。これに合わせて英系主力2行(香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行)は同日プライムレートを引上げた。今次引上げは最近の香港ドル相場の軟化に対処するためのものとされている(香港の預貸金利の引上げは84年7月以来約1年ぶり)。

##### 年利・%

	旧	新
普通預金	1.75	2.25
定期預金		
3か月	2.75	3.25
6か月	2.75	3.25
1年	3.5	4.0
プライムレート	6.0	7.0

#### ◆タイ、1986年度予算成立

タイ国会は、9月13日、1986年度(85/10月~86/9月)予算案を可決した。同予算の歳出規模は2,180億バーツと前年度当初予算比+2.3%の小幅な伸びにとどまっており、物価上昇率(中銀は85年中+3~+4%と予想)を勘案した実質ベースでは前年を下回る超緊縮予算となっている(伸び率では72年度<同+1.9%>以来の低水準)。なお、同予算につき政府では、「対外借り入れに依存したこれまでの積極的な開発・成長路線を改め、安定成長への移行を目指す」(ソンマイ蔵相)との基本方針を表明している。

## タイの86年度予算

(百万バーツ)

		1985年度 当初予算	構成比	(注2) 1986年度 予算	構成比	前 年 度 初 比
歳 入 等	租税等政府 経常収入	178,000	83.6%	185,000	84.9%	3.9%
	財政赤字	35,000	16.4	33,000	15.1	△ 5.7
	計	213,000	100.0	218,000	100.0	2.3
歳 出	(注1) 経済開発費	30,928	14.5	30,990	14.2	0.2
	教育費	41,150	19.3	41,593	19.1	1.1
	社会厚生関 係費	17,120	8.1	16,342	7.5	△ 4.5
	国防費	45,412	21.3	45,203	20.7	△ 0.5
	治安維持費	9,118	4.3	8,968	4.1	△ 1.6
	一般行政費	24,572	11.5	24,185	11.1	△ 1.6
	債務償還費	44,700	21.0	50,719	23.3	13.5
	計	213,000	100.0	218,000	100.0	2.3

(注1) 農業、鉱工業、運輸・通信、観光関連支出等の合計。

(注2) 86年度予算における歳出内訳項目の計数は、閣議承認を経て下院第1議会で可決(7月3日)された時点のもの。

成立(下院第3議会通過)時点では若干の改訂がなされている可能性もある。

(1) 岁出面……不要不急の大型プロジェクトの見直し等により経済開発費が前年度並み(前年度当初予算比+0.2%)に抑制されているほか、教育費(同+1.1%)を除くほとんどの支出項目が前年水準を下回っている。こうしたなかで債務償還費のみが対外債務残高の累増、為替レートの切下げ等を映じて、前年度に続き急増(同+13.5%)、国防費を抜いて最大の支出項目となつた(歳出総額中のウェイト23.3%、国防費同20.7%)。

(2) 岁入等……税収を中心とする政府経常収入は、景気の拡大鈍化を織込み前年度当初予算比+3.9%と比較的低目に見積られており(85年度当初予算同+11.3%)、この結果生じる財政赤字(330億バーツ、前年度は350億バーツで過去最高)は政府貯蓄銀行および市中銀行による国債引受け(243億バーツ)および中央銀行借り入れ(87億バーツ)により賄われる予定。

## ◆マレーシア、金融機関株式の取得に限度設定

マレーシア中央銀行は、8月29日、個人および法人による国内金融機関株式の取得に対し以下のとおり上限を設定する旨決定した。

(1) 法人の場合、1社が保有できる金融機関の株式は発行済み株式の20%以下、個人(同族企業を含む)の場合

には同10%以下。

(2) ただし、発行済株式の5%以上を保有する場合には、法人、個人を問わず、大蔵大臣の認可が必要。

(3) 今次決定はすでに取得済み株式には適用されない。

中銀では、「最近、少数の大株主に支配されている金融機関で、多額の不良貸出が表面化するケースが多く、こうした弊害を打破するために株主の分散を図ることとした」と説明している。

マレーシアでは、同国最大の国営銀行 Bank Bumiputra の経営危機表面化(83年)を契機に、昨年9月、金融機関経営の健全化を目的とした①大口融資規制(個人・法人に対する貸出限度額を設定)の強化、②単一顧客に対する市中

銀行の貸出枠の設定(当該銀行の資本金額の30%)、③不良債権の利子収入計上の禁止、等一連の施策を実施しているが、今回の措置もこうした健全化策の一環とみられている。

## ◆マレーシア、投資基金を設立

マレーシア政府は、9月17日、民間投資の促進を図るために、新規投资基金(NIF、総額10億リンギ(約900億円))を設立することを決定した。

基金の概要は以下のとおり。

(1) 融資金利 基準貸出金利(9月末現在10.25%)+1.25%以内(なお、最近の市中の貸出金利は15%~16%程度)

(2) 融資期間 5年

(3) 融資対象 外資系を含むマレーシア籍企業が計画する25万リンギ以上のプロジェクト

同基金設立の背景につきダイム蔵相は、「政府自身が新基金を設立し、輸出産業を中心とする重点産業分野に積極的に資金を供給することにより、最近の国内経済の停滞を開拓したい」と説明している。

## ◆シンガポール、景気浮揚策第2弾を発表

シンガポール政府は、8月31日、企業減税を骨子とす

る景気浮揚策を発表した。政府当局は今次対策について、本年第2四半期に実質GDPが前年を下回ったあと、85年を通じても建国以来初のマイナス成長となる可能性が明らかとなつたため、「7月末の総合景気対策に引き続き一段の企業のコスト引下げを図ることとした」と説明している。なお、今次景気浮揚策における減税規模は4億シンガポール・ドル(約400億円)と見込まれている。

今次対策の概要は次のとおり。

- (1) 工業・商業用不動産所有者に対する固定資産税の30%還付(7月1日から来年末まで)
  - 7月の総合景気対策における固定資産税還付の対象(賃貸物件を含まない)を賃貸物件の所有者にまで拡大、賃借料の低下が目的。
- (2) ガソリン価格の約15%引下げ(9月2日実施)
  - 燃料油税(現行14.76シンガポール・ドル/トン)の撤廃、ガソリン税率の引下げ(60→50%)による。
- (3) タクシー事業者に対するディーゼル税引上げの中止
  - 当初は、10月以降年税額で1,100シンガポール・ドルから6,600シンガポール・ドル(1事業者当たり)への引上げを予定。

#### ◆インドネシア、外銀活動規制の緩和などで輸出金融を拡充

インドネシア政府は、9月5日、外国銀行に対する従来の営業地域規制(地場銀行保護のため首都ジャカルタに限定)を、輸出金融については適用しない旨決定した。

また、インドネシア中央銀行は、9月4日、これまで国内地場企業に限定していた輸出振興低利融資(年利9%)の対象を外国との合弁企業にまで拡大した。もっとも、融資限度額はFOB価額の70%相当と国内地場企業(85%相当)に比べ低目に設定されている。

これら一連の措置は、同国の輸出が原油減産や米国等の景気減速などから落込んでいることに対処して、「非石油・ガス輸出の拡大

と外資による輸出産業への投資促進を狙ったもの」と説明されている。

## 共産圏諸国

#### ◆中国、第7次5か年計画草案を決定

中国共産党は、9月18日から23日にかけて開催された全国代表会議において、国民経済・社会発展第7次5か年計画(86~90年)草案を採択した。

同草案では、計画の目的を以下の3点においているが(同会議における趙首相発言)、このうち特に①を重視する立場から、計画期間中の生産増加率は現行5か年計画(81~85年)の実績見込みに比べ低目に設定されている(草案に盛られている主要経済指標は表のとおり)。

- ① やみくもな生産の拡大を避け、経済改革を順調に推進するための社会・経済環境を整備する。
- ② 重点プロジェクト、技術革新、能力開発に力を入れ、90年代の経済・社会発展に必要な持続力をつける。
- ③ 引続き人民生活を改善する。

なお、計画の詳細は、同草案に基づき国务院が作成、来春の第6次全国人民代表大会第4回会議の際に提出される予定。

#### 第7次5か年計画主要経済指標

( )内期間中年平均伸び率%

	(億元)	第6次5か年計画(81~85年)		第7次5か年計画 (86~90年) 90年計画
		85年実績見込み	85年計画	
國民総生産	(億元)	—	—	11,000 ( 7)
農工業生産	(〃)	n.a. ( 10)	8,710 ( 4)	16,000 ( 7)
農業	(〃)	n.a. ( 10.2)	2,660 ( 4)	n.a. ( 6)
鉱工業	(〃)	n.a. ( 11)	6,050 ( 4)	n.a. ( 7)
貿易	輸出(億ドル)	255* ( 6.9)	270 ( 8.1)	輸出入合計 700~800 (7.0~8.4)
	輸入(〃)	321* ( 10.4)	304 ( 9.2)	
	収支差(〃)	△ 66*	△ 34	

\*北京周報(9/17)による。